破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１５２号
佐賀県佐賀市三瀬村三瀬2690番地１
破産者　嘉村　良二
１　決定年月日　平成21年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１６４号
佐賀県小城市三日月町久米1408番地17
破産者　大串　里弥
１　決定年月日　平成21年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２４９号
佐賀県佐賀市高木瀬東六丁目６番933号、住民票上の住所佐賀県佐賀市諸富町大字大堂2765番地
破産者　吉武　　靜（旧姓井上）
１　決定年月日　平成21年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２５４号
新潟市中央区明石１丁目５番21号
破産者　小倉　路子
１　決定年月日　平成21年９月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２６７号
宮城県白石市寿山３番10―３号、開始決定時の住所仙台市青葉区中山台３丁目６番地の９
破産者　丸山　義清
１　決定年月日　平成21年９月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第２６８号
宮城県白石市寿山３番10―３号、開始決定時の住所仙台市青葉区中山台３丁目６番地の９
破産者　丸山登志子
１　決定年月日　平成21年９月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２１１号
神奈川県藤沢市湘南台５丁目22番地の17
破産者　森里　　基
１　決定年月日　平成21年９月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４３５号
横浜市港南区野庭町686番地４　ライオンズマンション上永谷第３―403号
破産者　吹上　重藏
１　決定年月日　平成21年９月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第５３９号
川崎市川崎区京町１丁目18番10―504号　ビューロータカ
破産者　石崎　俊行
１　決定年月日　平成21年９月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２０年（フ）第７９４２号
大阪市中央区粉川町２番７シャルマンコーポ第２谷町602号、開始決定時の住所大阪市中央区農人橋１丁目１番29―2604号
破産者　三浦　伸一
１　決定年月日　平成21年９月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４１０号
大阪府泉南郡熊取町青葉台２丁目12番16号
破産者　瀧本　敏二
１　決定年月日　平成21年９月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第４１１号
大阪府泉南郡熊取町青葉台２丁目12番16号
破産者　瀧本貴美子
１　決定年月日　平成21年９月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２０年（フ）第１２２号
高知県高岡郡佐川町乙1849番地１
破産者　中村　　貢
１　決定年月日　平成21年９月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所須崎支部

平成２０年（フ）第８５９号
長崎県長崎市万才町２番７号　松本ビル703号、登録原票上の住居地長崎県長崎市新地町２番５号
破産者　黄　　醒彦
１　決定年月日　平成21年９月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２１５号
長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷1489番地183
破産者　柳田　一夫
１　決定年月日　平成21年９月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２２１号
長崎県長崎市琴海尾戸町295番地、旧住所長崎県長崎市京泊２丁目３番34号　プレジデントいむら302号
破産者　千代田末喜
１　決定年月日　平成21年９月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第１３９９号
熊本市新大江１丁目４番１号
破産者　大津　　雪
１　決定年月日　平成21年９月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第２２０３号
北海道恵庭市大町３丁目４番23号
破産者　小泉　　久
１　決定年月日　平成21年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１０号
北海道苫小牧市澄川町３丁目４番18号　スカイハイツ102号、開始決定時の住所北海道苫小牧市川沿町４丁目２番28号
破産者　西川　末昭
１　決定年月日　平成21年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部